

これでいいのか登山道 ―よりよい「山の道」をめざして―

目次

はじめに	上 幸雄	1
------	------	---

研究・解説編

第1章 今、山で何が起こっているのか

(1) 山を歩いて気づいたこと	森 孝順	3
(2) 登山道を利用している「登山者」の現状は	久保田 賢次	9
(3) 登山人口の現状について	徳丸 久衛	11

第2章 登山道の現状と考察

(1) 登山道の問題・課題―誰が設置し、管理するのか	上 幸雄	13
(2) 登山道百感―事例写真から見える現状と課題	森 孝順	15
(3) 山を取り巻く諸情勢の変化と今後の登山界	蔵治 哲郎	25
(4) 避難対策から見た「いい登山道」とは	久保田 賢次	27

第3章 「登山道」はいつ、だれが造ったのか―歴史的経緯

(1) 山岳信仰など、近代以前の日本人の登山	重信 秀年	29
(2) 廃道の現状と再利用の検討	荒川 秀敏	34
(3) 古道復活 ―富士山・須山口登山歩道の事例	上 幸雄	40
(4) 山道づくりに学ぶ	森山 勇	41

第4章 登山道の裁判事例

登山道、遊歩道等の管理責任を問う裁判事例	森 孝順	42
(事例1) 秩父多摩甲斐国立公園西沢渓谷歩道の柵破損事故		
(事例2) 吉野熊野国立公園大杉谷吊橋の破損事故		
(事例3) 十和田八幡平国立公園奥入瀬溪流枯枝落下事故		
(事例4) 富士箱根伊豆国立公園富士山吉田大沢落石事故		

第5章 「登山道」に関わる法令整備

(1) 自然公園法と登山道	徳丸 久衛	46
(2) 地方自治体での条例、規則等	久保田 賢次	48
(3) 諸外国における「登山道&自然歩道」関連の法制度	徳丸 久衛	50

第6章 登山道調査

(1) 「登山道法」制定の意味、意義、役割	徳丸 久衛	52
(2) 登山道と付帯施設の整備・管理調査項目案	上 幸雄	56
(3) 登山道の評価案	重信 秀年	57
(4) 標識類から見える登山道の現状と課題	森 孝順	59
(5) 登山道のあれこれ	岡田 博行	65
(6) 三国峠登山道調査報告	森山 勇	68
(7) 越百山登山道調査報告	森山 勇	69

第7章 法制化に向けた活動の進め方

(1) 登山道法についての検討課題	森 孝順	70
(2) 登山道法への道	徳丸 久衛	72
(3) 「登山道法研究会」の活動と今後の課題	上 幸雄	75

第8章 登山道を巡る課題と考察

(1) 日本の美しい風景の継承と再生に向けて	小澤 紀美子	76
(2) 登山道の多様な利用を調整する制度の必要性： トレイルランニングをめぐる問題から	平野 悠一郎	81
(3) 登山道の維持管理と環境教育への活用	小澤 紀美子	87
(4) 登山道とボランティア活動	愛甲 哲也	89
(5) 三国街道・上越国境トレイルと宿場	森山 勇	93
(6) 山道づくりの考察	森山 勇	94
(7) 登山道改良例	森山 勇	95

事例・調査編

北海道	大雪山系	愛甲 哲也	100
	利尻山	徳丸 久衛	102
	斜里岳	岡田 博行	103
	幌尻岳	徳丸 久衛	104
	札幌市自然歩道(藻岩山、円山、三角山、手稲山)	愛甲 哲也	106

東北	八甲田山	岡田 博行	109
	月山	徳丸 久衛	110
	岩木山の登山道の評価	重信 秀年	111
	みちのく湖風トレイル(黒島周辺地区)	上 幸雄	112
	磐梯山	荒川 秀敏	113
	早池峰山	森山 勇	116

関東	御前山	岡田 博行	117
	高尾山 稲荷道-6号路	上 幸雄	118
	奥多摩・高水山の登山道	重信 秀年	119
	雲取山	岡田 博行	120
	武甲山表参道登山道	堀江 伸子	121
	丹沢・大山の登山道の評価	重信 秀年	122
	筑波山	久保田 賢次	123
	男体山	久保田 賢次	124
	男体山の登山道の評価	重信 秀年	125
	巻機山	岡田 博行	126
	尾瀬	岡田 博行	127
	三浦半島、大山林道での自然観察	君塚 桂子	129
	歴史の道 三国峠	森山 勇	131
	万葉の筑波山を行く	森山 勇	132
	吾妻耶山と仏岩峠	森山 勇	133
	碓氷峠の風景	森山 勇	134

中部	富士山	重信 秀年	135
	北岳	久保田 賢次	136
	志賀高原・大沼池	上 幸雄	137
	黒駒山	久保田 賢次	138
	上高地・徳本峠	徳丸 久衛	139
	磨松岳、五竜岳	岡田 博行	140
	初冬の菅谷路・馬籠峠	森山 勇	141
	越百山新道	森山 勇	142

近畿	藤原岳	岡田 博行	143
	熊野古道・中辺路	上 幸雄	144

中国・四国	大山	森 孝順	145
	石鎚山	上 幸雄	146

九州	由布岳	久保田 賢次	147
	屋久島・淀川歩道	上 幸雄	148
	花の久住山の道を行く	森山 勇	149

あとがき	森 孝順	150
執筆者紹介		151
編集を終えて	徳丸 久衛、久保田 賢次	153

表紙デザイン＝太田裕次
表紙写真＝上：新アルプス、仙もヶ嶽から甲斐駒ヶ岳(写真＝森 孝順)
左：上杉、巻機山(写真＝岡田博行)
右：スミス、ツェルマット峠(写真＝久保田賢次)

目次

これでいいのか登山道 ―よりよい「山の道」をめざして―

内 容 見 本

登山道法は何故必要なのか、制定を目指して何ができるのか ―あとがきに代えて―

登山史上最悪の落石事故が、1980年8月12日午後1時50分、お盆休みの登山最盛期である富士山の通称「吉田大沢砂走り」で発生した。山頂の久須志岳から崩落した落石に巻き込まれ、死者12名、負傷者29名の大惨事となった。当時、環境庁河口湖駐在のパークレンジャーとして悲惨な現場に駆け付け、負傷者の救助に参加しました。吉田口登山道は、登山道としては歴史的な背景もあり、例外的に山梨県の県道として整備が行われてきた。他方、「吉田大沢砂走り」は夏の間、慣習的な下山ルートとして自然発生的に使用され、管理者不在の下山道の取り扱いであった。下山道は直ちに使用禁止になり、翌年、東側に新たに道路法に基づく県道として新下山道が造成された。現在、登山道沿いには、落石事故防止の覆道や擁壁、公衆トイレが整備されている。

全国で登山者が使用しているのは、「吉田大沢砂走り」のように整備者・管理者が特定できない自然発生的な道が多い。峠を越えて集落と集落を結ぶ生活道、山林の手入れや炭焼きのための山仕事の手、水源林管理の道や送電線管理の道などが、登山道として転用されている事例も多い。且、登山道の恩恵を受けている側も、誰が整備して、誰が管理しているか気にしないで利用しているのが実情である。

登山道の整備・維持管理には、費用負担と管理責任が生じる。自然公園法上では、国立公園は環境省が、国定公園は都道府県が整備することになっているが、環境省が登山道を整備できる予算もマンパワーもないため、国の負担で計画的に整備した登山道は一部に過ぎない。都道府県においても、独自の予算で整備する余力がない。山小屋経営者や地域の山岳団体などのボランティア活動により、事実上曖昧なままに維持されているのが現実である。このままでは全国の登山道の維持管理が、遅くならず崩壊することになる。

近年、登山道整備にブレーキをかけたのが、2003年8月、青森県の奥入瀬溪流遊歩道の周辺で発生した、ブナ枯枝落下負傷事故による被害者への損害賠償の判決である。遊歩道の管理者である青森県、国有林を管理する林野庁の管理責任を認める結果となり、その後、関係行政機関が登山道の整備に消極的な姿勢を取る一因となった。登山道の整備においても、道路法に基づく国道、県道、市町村道整備のように、整備者と維持管理の責任者を明確にし、予算の配分も担保できるようにする登山道法の制定が必要である。

多くの国民が登山やハイキングを楽しんでいるが、その実態はよく分かっていない。登山道法の制定を目指すにあたり、登山道の利用状況、整備状況などの現状把握が先行しなければならない。整備者と管理者の有無、路面や指導標の状況、避難小屋やトイレの整備、山小屋関係者の関与、ボランティア活動の状況など、どのように登山道が管理されているのか、或いはされていないのか、さらに実態調査を進めることが大切である。今後、登山道法の制定を目指して、講演会やイベントの開催などの広報活動に取り組み、広く国民の理解と協力を得て、法整備の必要性の普及啓発をはかることが求められる。

本書の刊行企画にあたり、登山道法研究会のメンバーと現地調査を行ない、何度も長時間にわたり熱い議論を交わしました。また、多くの方々に情報提供と協力を頂きました。深く感謝するとともに、本書が登山道法の実現に向けて、道筋を付けることに寄与できれば誠に幸いである。これからも皆様方のさらなる支援をお願いする次第である。